

平成29年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第42号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
議案第43号 「三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案」	2
議案第45号 「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」	4
議案第51号 「三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例案」	5

II 所管事項説明

1 次期県立高等学校活性化計画（仮称）最終案について	6
2 県立高等学校募集定員の策定について	15
3 「平成28年度学校防災取組状況調査」結果の概要について	20
4 グローバル三重教育プランについて	30
5 平成28年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応方針について	36
6 三重県人権教育基本方針の改定（最終案）について	39
7 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について	47
8 審議会等の審議状況について	52

別添 県立高等学校活性化計画（仮称）【最終案】

平成29年 3月13日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第42号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

平成29年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 平成29年度の児童生徒数

平成28年度に比べ、全体で約2,570人の減となる見込みです。

小学校： 約950人減 中学校： 約940人減

高等学校： 約750人減 特別支援学校： 約80人増

(2) 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の変動及び特別支援学級の増等により、全体で105人の減となります。

小学校： 36人減 中学校： 46人減

高等学校： 52人減 特別支援学校： 29人増

(3) 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。また、学校統合加配の増等により、小学校で5人増、中学校で1人増となり、小中学校全体では6人の増となります。

県立学校では、四日市工業高等学校専攻科設置に係る増員の一方、現業職員の定数整理等により減員となったことを合わせて高等学校で2人の減、特別支援学校で増減なしとなり、県全体では4人の増となります。

小学校： 5人増 中学校： 1人増

高等学校： 2人減 特別支援学校： 増減なし

以上のことから、平成29年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成28年度に比べ、101人の減少で、合計で15,581人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

（単位：人）

	平成29年度			平成28年度			増減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,890	85	6,975	6,926	80	7,006	△36	+5	△31
中学校	3,747	70	3,817	3,793	69	3,862	△46	+1	△45
高等学校	3,408	132	3,540	3,460	134	3,594	△52	△2	△54
特別支援学校	1,195	54	1,249	1,166	54	1,220	+29	±0	+29
合計	15,240	341	15,581	15,345	337	15,682	△105	+4	△101

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第 4 3 号

「三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

教育職員免許法施行規則の一部改正に鑑み、三重県教育職員特別免許状授与審査委員の規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 教育職員特別免許状授与審査委員の規定の整備

①教育職員特別免許状授与審査委員の規定のうち、学長・学部長・校長であったものを、教育職員免許法施行規則の一部改正等に伴い「これらに準ずる者」を加えます。

②教育職員特別免許状授与審査委員の規定のうち、「学校教育に関し学識経験を有する者」を「委員会（三重県教育委員会）が必要と認める者」に改めます。

③附則の追加

条例改正に伴い教育職員特別免許状授与審査委員の任期が平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間とみなされますが、現在の任期である平成 28 年 11 月 16 日から 1 年間を有効とするための対応です。

(2) 義務教育学校及び中等教育学校の設置に伴う規定の整理

義務教育学校及び中等教育学校の設置に伴い、これらに関する規定を整理します。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

(参考) 設置される学校の概要

義務教育学校

- (1) 名 称 津市立みさとの丘学園
- (2) 所在地 津市美里町三郷 84 番地
- (3) 児童生徒数 292 人〔前期課程 207 人、後期課程 85 人〕
(平成 29 年 4 月見込み)
- (4) その他 津市立長野小学校、高宮小学校、辰水小学校、
美里中学校を再編

中等教育学校

- (1) 名 称 鈴鹿中等教育学校 (設置者：学校法人鈴鹿享栄学園)
- (2) 所在地 鈴鹿市庄野町 1230 番地
- (3) 生徒数 720 人〔普通科〕(平成 34 年度見込み)
- (4) その他 開校に合わせて鈴鹿中学校の新規募集を停止

議案第 4 5 号

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、介護休暇制度等について規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 介護休暇の分割取得

公立学校職員が要介護者を介護するための介護休暇は、現在、連続する6月の範囲内で必要と認められる期間について取得可能ですが、通算して6月の範囲内であれば、3回までの異なる時期に分割して取得できるよう改正します。

〔 ※ 要介護者とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいいます。 〕

(2) 介護時間の新設

介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、要介護者の介護のため1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる休暇（介護時間）を新設します。

なお、介護時間を取得した日については、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。

(3) 介護のための時間外勤務の免除

要介護者を介護する職員が請求した場合に、公務の正常な運営を妨げるときを除き、時間外勤務をさせはならないよう改正します。

(4) その他

育児のための時間外勤務の免除の対象となる子の範囲にかかる改正などその他規定を整備します。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第 5 1 号

「三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例案」

1 改正理由

義務教育学校及び中等教育学校が三重県内に設置されることに伴い、関係条例の規定を整理するものです。

2 改正内容

次に掲げる条例の義務教育学校又は中等教育学校に関する規定を整理します。

- (1) 三重県立熊野少年自然の家条例
- (2) 三重県立鈴鹿青少年センター条例
- (3) 三重県農業大学校条例
- (4) 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例
- (5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例
- (6) 三重県暴力団排除条例

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

Ⅱ 所管事項説明

1 次期県立高等学校活性化計画（仮称）最終案について

現行の「県立高等学校活性化計画」の計画期間が平成28年度末で終了することから、次期の「県立高等学校活性化計画（仮称）」（以下「次期計画」という。）を策定しています。本委員会での審議、中間案のパブリックコメント、三重県教育改革推進会議での審議を経てとりまとめた最終案の概要は、以下のとおりです。

1 次期計画（最終案）

次期計画（最終案）の構成は【別紙1】、本冊は【別添】のとおりです。

2 パブリックコメントについて

中間案に対するパブリックコメントを実施したところ、40人（団体）の方から101件の意見をいただきました。（同じ内容の意見を1件と数えると、33件に整理されます。）その結果概要は【別紙2】のとおりです。

3 県議会からの意見と対応

教育警察常任委員会において中間案に対していただいた意見とその対応状況は以下のとおりです。（ページ番号は本冊【別添】）

No	記述箇所	意見	対応状況
1	計画名称	本計画は、活性化方策だけでなく、教育機会の保障や地方創生の視点などが入り高校教育全般にわたる内容となっていることから、計画名称を「県立高等学校教育ビジョン」としてはどうか。	本計画は県立高等学校の活性化方策を示すことを主たる目的とした計画であり、三重の教育がめざす理念やビジョンについては、「三重県教育施策大綱」や「三重県教育ビジョン」に記載しています。 また、入学者選抜制度など高校教育に関わる事項を網羅的に記述しておらず、教育改革推進会議等の意見もふまえ、計画名称は「県立高等学校活性化計画」としたいと考えています。

No	記述箇所	意見	対応状況
2	全般	<p>産業界が求める人材育成の面が重視されているが、人格の完成や、主権者としてどう生きていくのかという視点も重要ではないか。</p> <p>(パブリックコメントでも同様の意見あり)</p>	<p>「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」の「(1)新しい時代を生き抜いていく力の育成」(P5)において、「<u>生徒の自己実現や人間的な成長をめざし、教育活動全体を通じて、主体的・対話的で深い学びへの転換を進めることで、知識や技能の習得に加え、それらを活用する力を育むとともに、『生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力』(自立する力)や『他者と支え合いながら、社会を創っていく力』(共生する力)など、これからの時代を生き抜いていく力を育成する</u>」という記述に修正しました。</p> <p>また、道徳教育や人権教育、主権者教育など、人格の完成に資する教育活動、主権者としての社会参画については、「社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進」(P9)においても記述しています。</p>
3	<p>4 県立高等学校活性化のための取組</p> <p>(3)生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進</p> <p>⑤経済的に不利な環境にある生徒への支援</p>	<p>生徒の中には、例えば経済的に不利な環境にあり、かつ発達障がいを抱えている場合がある。生徒が抱える課題は複合的になっているという認識を記述してはどうか。</p>	<p>「2 県立高等学校をめぐる現状と課題」に「<u>また、これらの教育的ニーズは多様化・複雑化しており、専門的・組織的な対応が求められている</u>」との記述を追加しました。(P3)</p>

No	記述箇所	意見	対応状況
4	4 県立高等学校活性化のための取組 (2) 社会とつながり 貢献する力の育成	平成29年度三重県経営方針(案)に、共生の地域社会づくりが位置づけられたことから、「社会とつながり貢献する力の育成」の表題に「共生社会」という言葉を盛り込んではどうか。	この項目では、社会参画力に関わる内容を記述しています。 「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」(P5)には、「自立する力」とともに、「共生する力」の育成を記述し、共生社会に通じる考え方を盛り込んでいます。
5	4 県立高等学校活性化のための取組 (2) 社会とつながり 貢献する力の育成 ① 社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進	経営方針に里親支援・養子縁組について記述されたところであるので、ライフプラン教育に里親制度・養子縁組にかかる記述や「家庭的な居場所の大切さ」といった表現を盛り込んではどうか。	里親制度については「 <u>あわせて、学校に対して里親など社会的養護に関する制度の周知を図る</u> 」との記述を追加しました。(P9) 家庭的な居場所の大切さについては、「家族の大切さ」という表現にその意図を込めています。
6	同上	障害者差別解消法の施行をふまえ、労働教育の記述や障がい者雇用への理解の視点を入れるべきではないか。	「働く意義や労働者の権利と義務を学ぶ講座や合理的配慮など障がい者に対する理解を深める講座を拡充する」との記述を追加しました。(P10)
7	4 県立高等学校活性化のための取組 (4) 地域で学び地域を活かす教育の推進 ① 地域を学び場とした教育の充実	環境教育においては、三重県環境学習情報センターや三重県地球温暖化防止活動推進センター等との連携を進めていくべきではないか。	「 <u>また、三重県環境学習情報センター等の拠点施設を活用した環境教育に取り組む</u> 」との記述を追加しました。(P14)
8	5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方 (1) 各学科の活性化 ② 各学科の活性化の方向性	職業系専門学科については、県の公設試験研究機関との連携について記述してはどうか。	「 <u>また、県の農業研究所や水産研究所等の公設試験研究機関と連携した取組を推進する</u> 」との記述を追加しました。(P19)

No	記述箇所	意見	対応状況
9	5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方 (2) 県立高等学校の規模と配置 ① 基本的な考え方	地理的に不利な環境にある生徒の通学費の支援や公共交通の確保が必要ではないか。	高等学校は、通学する地域が広範囲にわたることや、地域により状況が異なることなどから、通学実態が多様であり、生徒の通学費の支援や公共交通の確保については、県教育委員会として対応することは難しいと考えています。
10	5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方 (2) 県立高等学校の規模と配置 ② 高等学校の規模と配置	「2年連続して入学者数が定員の3分の2に満たない場合」に統廃合等について検討するという基準については、「2分の1に満たない場合」とすることを希望する。	以前に法令（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等：平成23年度に廃止）で定められていた分校の最低基準（本校240人、分校100人）を参考にしつつ、さまざまな教育活動を実施していくうえでは、全校で100人程度の生徒数が必要であるとの考え方から3分の2に設定していることをご理解願います。
11	同上	高等学校の規模や配置を考えるにあたっては、地域の状況や学校の果たす役割に配慮するとともに、地域や学校別の協議会とよく協議し、柔軟な運用をしていただくよう要望する。 (パブリックコメントでも同様の意見あり)	地域の状況や学校の果たす役割等に配慮するとともに、地域や学校別の協議会で協議し、活性化に取り組んでまいります。

4 今後のスケジュール

3月23日（木） 教育委員会定例会における議決で計画を確定
3月末 公表

県立高等学校活性化計画(仮称)最終案の構成

次期計画のポイント

- ①これからの社会で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方をふまえた取組を位置づけたこと
- ②人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③2学級の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

1 はじめに

2 県立高等学校をめぐる現状と課題

- (1) 社会の変化
- (2) 教育をめぐる動き
- (3) ニーズの多様化
- (4) 中学校卒業生数の減少

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

- (1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成
- (2) 生命を大切にできる心を育み一人ひとりに応じた教育の実現
- (3) 人口減少社会における高等学校のあり方
- (4) 学校の組織力と教職員の資質の向上

4 県立高等学校活性化のための取組

- (1) 新しい時代に求められる学びへの変革
 - ①主体的で深い学びに協働して取り組む教育の充実
 - ②生徒の成長を促す評価方法の改善
 - ③カリキュラム・マネジメントを取り入れた学校教育の改善
 - ④ICT活用による学びの充実
 - ⑤特別活動等の活性化
- (2) 社会とつながり貢献する力の育成
 - ①社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進
 - ②グローバル人材の育成
 - ③キャリア教育の推進
 - ④学校の枠を越えた学びの充実
- (3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進
 - ①学びに向かう力を育む教育の推進
 - ②特別支援教育の充実
 - ③定時制教育・通信制教育の充実
 - ④外国人生徒教育の充実
 - ⑤経済的に不利な環境にある生徒の支援
- (4) 地域で学び地域を活かす教育の推進
 - ①地域を学び場とした教育の充実
 - ②大学等と連携した教育の推進
 - ③産業界と連携した職業教育の推進
 - ④地域に根ざした防災教育の推進
- (5) 新しい学びと多様で専門的な教育を実践する教職員の育成
 - ①授業力の向上
 - ②多様な教育課題への対応
 - ③組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方

- (1) 各学科の活性化
 - ①現状と課題
 - ②各学科の活性化の方向性
- (2) 県立高等学校の規模と配置
 - ①基本的な考え方
 - ②高等学校の規模と配置

「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案に対するパブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成 28 年 12 月 14 日（水）から平成 29 年 1 月 12 日（木）まで

2 意見内容

（1）意見総数

40 人（団体）の方々から 101 件の意見をいただきました。
（同じ内容の意見を 1 件と数えると、33 件に整理されます。）

（2）項目別意見数

項 目	意見数（延数）
全体に関する意見	4（18）
1 はじめに	2（2）
2 県立高等学校をめぐる現状と課題	3（8）
3 県立高等学校活性化の基本的な考え方	2（2）
4 県立高等学校活性化のための取組	16（30）
5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方	6（41）
合 計	33（101）

（3）主な意見

- ・地域に学校があることは、通学に要する時間や交通費の面からも修学支援につながる。生まれた場所によって学校の選択肢が著しく異なることのないようにするべきである。（29 件）
- ・今後も引きつづき地域活性化協議会での協議を大切にすべきである。（8 件）
- ・活性化に向けて取組を進めるためには、人的・物的支援が必要である。（7 件）
- ・時代や社会にどう対応していくかといった「人材育成」に力点を置いているが、教育の本来の目的である「人格の完成」という視点も重要ではないか。（6 件）

（4）対応状況

対 応 区 分	件数（延数）
①最終案に反映させていただくもの	4（16）
②既に反映されているもの	14（64）
③最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの	9（15）
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	6（6）
⑤その他（①～④に該当しないもの）	0（0）
合 計	33（101）

県立高等学校活性化に係る地域協議会について

「県立高等学校活性化計画」（平成25年3月）をふまえ、中学校卒業生数の大幅な減少が予想されている伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において地域協議会を設置し、今後の県立高等学校のあり方について協議しています。

今年度の各地域協議会の開催状況は下記のとおりですが、新たな活性化計画についての意見も伺いながら進めてきました。

なお、平成29年度は、次期「県立高等学校活性化計画」（仮称）に基づき、地域協議会とは別に小規模な高等学校ごとの協議を行うことから、地域協議会では、その協議状況に関する意見交換のほか、地域の状況に応じた協議を行っていきます。

1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

昨年度に引き続き、活性化推進協議会のほかに、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」を開催し、各高校の存在意義や担うべき役割、地域活性化や地域貢献の視点から、地域の県立高校の特色化・魅力化及び望ましい規模と配置について協議を行いました。

(1) 開催日

① 活性化推進協議会

第1回：8月2日 第2回：10月24日 第3回：3月7日

② 鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議 8月31日

(2) 主な意見

① 活性化推進協議会

- ・ 高校に対して、大人が考える魅力と、生徒が本当に望む魅力との間にズレがあるように感じるので、協議にあたってはその点を分析することが大切だ。伊勢志摩地域以外に進学している生徒の分析も必要である。
- ・ 次期県立高等学校活性化計画については、小規模となる高等学校全てにおいて、独自の活性化プランを、県教育委員会がイニシアティブを取り、学校と地域が一体となって策定し実行に移すべきである。
- ・ 同じく高等学校の規模と配置の記述は、地域の人口減少の現状に即したもので、当協議会や鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議の意見をふまえ、小規模校の存続の方向性を一定示しており評価できる。

② 鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議

- ・ この地域の県立高等学校の存在感が増すよう、市町を越えて連携する方策を考えるべきである。各地域が各県立高等学校を支援する体制を充実させたい。
- ・ 国を挙げての地方創生の動きがある今が最後のチャンスであると捉え、各市町において、それぞれの地域の県立高等学校に対する具体的な支援策を示すべきである。

2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

地域の中学校卒業生数の推移や進路状況等をふまえ、「地域全体の学科の適正な配置」について、各県立高等学校へのニーズや担うべき役割の観点から協議を行いました。

地域の産業団体等から知事、県議会議長、県教育長、伊賀市長、名張市長あてに、伊賀白鳳高等学校に建築科・土木科の設置を求める要望書が提出されていることもふまえ、生徒や地域のニーズを把握するために、地域の中学2年生と事業所を対象にしたアンケート及びニーズ調査を実施し、協議の参考としました。

(1) 開催日

第1回：8月9日 第2回：11月4日 第3回：3月6日

(2) 主な意見

- ・ 地域全体の適正な学科等の配置について検討する際には、高校卒業後の出口が今後も保障されるかどうかもある必要がある。
- ・ 地域の中学生の希望と事業所のニーズとの間には、若干のズレがあるようにも感じる。今回の調査結果をふまえて、新しいものを作っていくことについては、それを学びたい一定の志願者が集まらなければ高校として成り立たないところもある。
- ・ 人口減少が見込まれる中で、地域として本当に必要な人材を育てていく必要がある。地元企業としては、例えば、建築・土木業界や、自動車整備業界でも人材集めに苦慮している。
- ・ 高校で取得した資格等を、そのまま就職後の仕事に活かせるような道に進めるとは限らない。高校の進路指導において、本人の希望と企業のニーズとの間にミスマッチを起こさないようにすることが大切である。地域の企業としては、機械や電気を扱える人材を育て、地域に残すような教育を進めてもらいたい。
- ・ 当地域の専門学科や総合学科の系列の中には、学習内容が重なる部分がある。中学校卒業生数の減少に伴う学級数の減少が見込まれる中で、地域全体の学びの内容をどのように整理、選択していくのかを考えなければならない。

3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

昨年度の協議をふまえ、木本・紀南両高校の活性化に向けた取組や紀南地域の高等学校の今後のあり方について協議を行いました。

(1) 開催日

第1回：7月19日 第2回：10月14日 第3回：12月8日
第4回：2月10日

(2) 主な意見

①木本・紀南両高校の活性化に向けた取組や今後のあり方

- ・ 進学指導や部活動、インターンシップ等、両校それぞれが特色を生かしながら、生徒の意欲を高めるよい実践に取り組まれている。
- ・ 両校がそれぞれの特色を明確にしていく方が、子どもたちの学校選択のうえでもよいのではないか。

②紀南地域の高等学校のあり方について

- ・ 地域住民や市町の行政も一丸となって両校を支援し、活性化を図っていくために具体的に議論することが必要である。生徒にとって魅力のない高校となってしまうのであれば存続させる意味がない。
- ・ 市町には、進学に関わる支援、就労や産業の担い手育成に関わる支援等を期待したい。
- ・ 両校ともこの地域の子どもたちにとって必要な高校である。両校の魅力のさらなる向上に向け、地元市町としても、両校のニーズに応じて可能な支援を検討していく必要があると考えている。
- ・ 1学年2学級の小規模校となった場合、現状と同じ取組を進めるだけでは活性化を図れない。どのような高校としていくのかを明確にする必要がある。
- ・ 「地域の協力による活性化の取組が困難な場合」とあるが、地域は高校の存続を望んでいるため、活性化に協力を得られないことはないのではないか。
- ・ 両校が存続することが望ましいが、小規模化により、進学指導や部活動が難しくなるのであれば、統合に向けた議論を進めるしかない。

2 県立高等学校募集定員の策定について

1 現状（基本的な考え方）

- (1) 県立高等学校募集定員については、教育の機会均等、多様な選択肢の確保等を考慮しながら、次の要素を踏まえて総合的に判断し、策定しています。
- ① 中学校卒業見込み人数
 - ② 高等学校進学率
 - ③ 県内外への流入流出による県内高等学校への歩留まり率（流出入率）
 - ④ 公私立高等学校の役割分担
 - ⑤ 各高等学校の入学状況
 - ⑥ 公私立高等学校の収容力
 - ⑦ 県立高等学校活性化計画の推進
- (2) 募集定員総数は、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。
- (3) 各高等学校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、平成16年度から夏休み前の7月上旬としており、今後も同様の時期に公表します。

2 募集定員策定のスケジュール

県立高等学校の募集定員総数は、次のスケジュールで策定しています。

今後も、各高等学校の募集定員を夏休み前の7月上旬に策定・公表する必要があるため、同様のスケジュールで進めていきます。

(1) 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況及び県立高等学校と私立高等学校の入学状況等について検証します。

(2) 5月下旬

- ① 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。
- ② 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高等学校進学見込み人数を算出します。
- ③ 全日制高等学校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高等学校入学見込み人数を算出します。

(3) 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高等学校と私立高等学校の募集定員総数について協議します。

(4) 6月上旬

第2回公私協での協議を踏まえ、教育委員会定例会において、県立高等学校の募集定員総数を審議し決定します。

(5) 6月中旬

県立高等学校の募集定員総数を県議会教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(6) 7月上旬

教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員案について審議・決定し、公表します。

3 現時点の予測値に基づく平成 30 年度県立高等学校募集定員総数の策定（次頁の表 1 と図 1 を参照）

現時点の予測値に基づき平成 30 年度県立高等学校募集定員総数を策定すると、次のようになります。なお、実際の策定にあたっては、最新の確定値を使用します。

(1) 平成 30 年 3 月の県内中学校卒業見込み人数

平成 30 年 3 月の中学校卒業人数は、平成 28 年 5 月 1 日の在籍生徒数から算出すると、前年より 79 人少ない 17,435 人と予測しています（表 1 を参照）。この人数は平成 29 年 5 月 1 日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

平成 28 年 12 月に実施した「中学校卒業予定者進路希望状況調査」において、全日制高校への進学希望者の割合は 91.4%でした。この割合の最近 5 か年分を平均した値を全日制計画進学率としており、前年より 0.1 ポイント低下して、92.0%となります。

(3) 流出入率

県内の公私立全日制高等学校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を県内中学校から県外を含む公私立全日制高等学校への進学者数で割った値を、最近 3 か年分を平均することにより算出しています。平成 29 年度の入学及び進学者数が確定した後に、改めて算出します。

(4) 県内全日制高等学校入学見込み人数

(1) の平成 30 年 3 月の中学校卒業見込み人数を 17,435 人とし、(3) の流出入率を前年と同じ 98.6%として、県内全日制高等学校入学見込み人数を計算すると、前年より 89 人少ない 15,815 人となります。この見込み人数は、(1) と (3) の確定数値により改めて算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{全日制高等学校入学見込み人数} \\ 17,435 \text{ 人} \times 92.0 \text{ (全日制計画進学率)} \times 98.6 \text{ (流出入率)} = 15,815 \text{ 人} \end{array} \right)$$

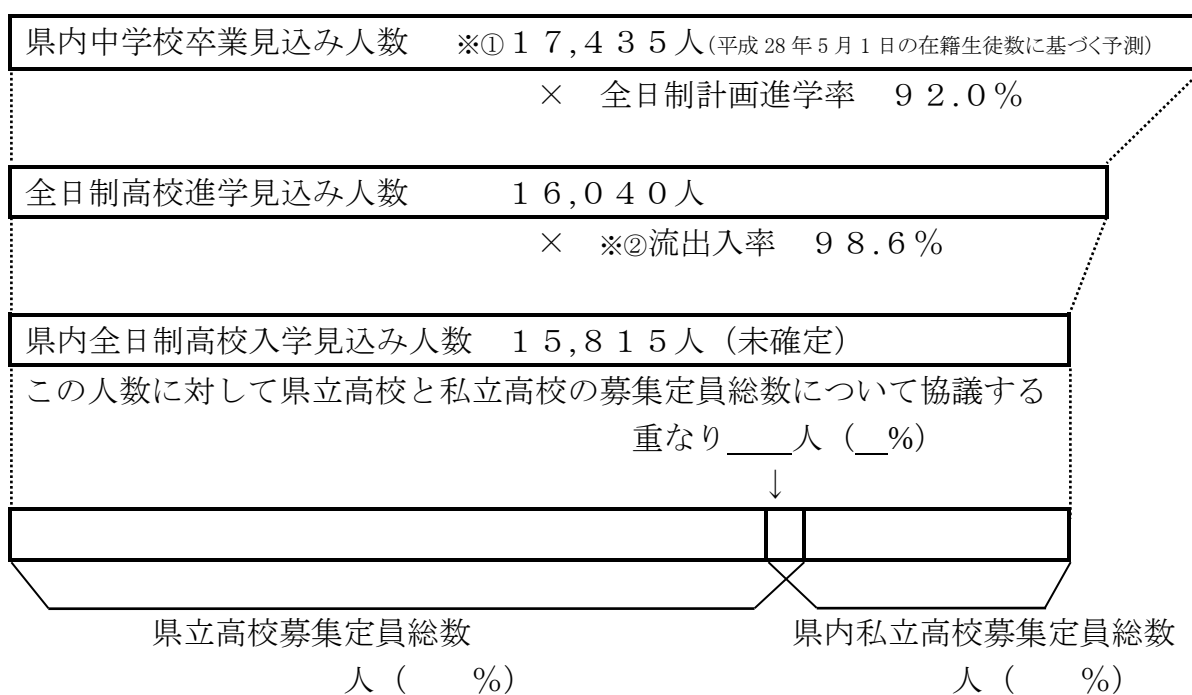
(5) 県立高等学校と私立高等学校の募集定員総数についての協議

平成 29 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基いて改めて算出する県内全日制高等学校入学見込み人数に対して、公私協において県立高等学校と私立高等学校の募集定員総数を協議します。

表1 県内全日制高校入学見込み人数の算出（2カ年比較）

	平成30年3月	平成29年3月	増減
中学校卒業見込み人数（予測）	※① 17,435人	※① 17,514人	-79
× 全日制計画進学率	× 92.0%	× 92.1%	-0.1
全日制高校進学見込み人数	16,040人	16,130人	-90
× 流出入率	※② × 98.6%	× 98.6%	
県内全日制高校入学見込み人数	15,815人	15,904人	-89

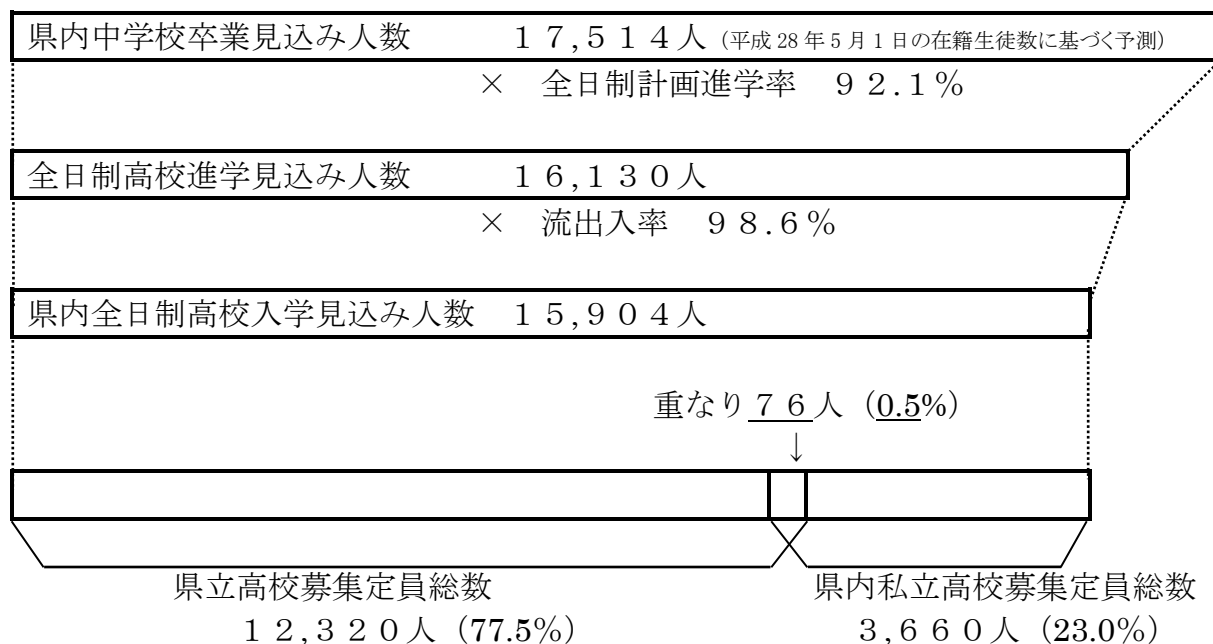
図1 平成30年度県立高校の募集定員総数の策定



※① 中学校卒業見込み人数は、平成28年5月1日の在籍生徒数に基づいた予測であり、平成30年3月の中学校卒業見込み人数は、平成29年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出します。

※② 流出入率については、平成29年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。

1 平成29年度の募集定員総数の策定



2 県立高校と県内私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	12,600	78.0	12,600	77.8	12,320	77.5
県内私立高校	3,635	22.4	3,660	22.6	3,660	23.0

※ 県内私立高校には、青山（旧日生学園第二）高校、愛農学園農業高校、ウィッツ青山学園高校を含んでいません。

3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	7,720	61.3	7,800	61.9	7,560	61.4
専門学科	3,920	31.1	3,840	30.5	3,840	31.2
総合学科	960	7.6	960	7.6	920	7.5

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増)

別紙

平成28年5月1日 教育政策課調べ

		H 25. 3 卒業	H 26. 3 卒業	H 27. 3 卒業	H 28. 3 卒業	H 29. 3 現中3	H 30. 3 現中2	H 31. 3 現中1	H 32. 3 現小6	H 33. 3 現小5	H 34. 3 現小4	H 35. 3 現小3	H 36. 3 現小2	H 37. 3 現小1
桑名	卒業生数	2,129	2,252	2,203	2,131	2,137	2,022	2,048	1,979	1,941	1,976	1,976	1,957	2,001
	前年度対比		123	-49	-72	6	-115	26	-69	-38	35	0	-19	44
	H28.3対比					6	-109	-83	-152	-190	-155	-155	-174	-130
四日市	卒業生数	3,922	3,925	3,786	3,844	3,839	3,851	3,645	3,595	3,403	3,616	3,420	3,465	3,402
	前年度対比		3	-139	58	-5	12	-206	-50	-192	213	-196	45	-63
	H28.3対比					-5	7	-199	-249	-441	-228	-424	-379	-442
小計	卒業生数	6,051	6,177	5,989	5,975	5,976	5,873	5,693	5,574	5,344	5,592	5,396	5,422	5,403
	前年度対比		126	-188	-14	1	-103	-180	-119	-230	248	-196	26	-19
	H28.3対比					1	-102	-282	-401	-631	-383	-579	-553	-572
鈴鹿	卒業生数	2,473	2,657	2,573	2,644	2,489	2,541	2,445	2,385	2,216	2,397	2,211	2,429	2,272
	前年度対比		184	-84	71	-155	52	-96	-60	-169	181	-186	218	-157
	H28.3対比					-155	-103	-199	-259	-428	-247	-433	-215	-372
津	卒業生数	2,777	2,808	2,758	2,693	2,656	2,683	2,626	2,664	2,575	2,487	2,620	2,584	2,486
	前年度対比		31	-50	-65	-37	27	-57	38	-89	-88	133	-36	-98
	H28.3対比					-37	-10	-67	-29	-118	-206	-73	-109	-207
伊賀	卒業生数	1,607	1,627	1,496	1,607	1,523	1,536	1,460	1,411	1,374	1,383	1,368	1,387	1,361
	前年度対比		20	-131	111	-84	13	-76	-49	-37	9	-15	19	-26
	H28.3対比					-84	-71	-147	-196	-233	-224	-239	-220	-246
小計	卒業生数	6,857	7,092	6,827	6,944	6,668	6,760	6,531	6,460	6,165	6,267	6,199	6,400	6,119
	前年度対比		235	-265	117	-276	92	-229	-71	-295	102	-68	201	-281
	H28.3対比					-276	-184	-413	-484	-779	-677	-745	-544	-825
松阪	卒業生数	2,066	2,025	1,982	2,012	1,987	2,006	1,923	1,911	1,800	1,868	1,944	1,843	1,875
	前年度対比		-41	-43	30	-25	19	-83	-12	-111	68	76	-101	32
	H28.3対比					-25	-6	-89	-101	-212	-144	-68	-169	-137
伊勢	卒業生数	2,452	2,398	2,319	2,277	2,263	2,184	2,087	1,978	1,839	1,878	1,963	1,757	1,807
	前年度対比		-54	-79	-42	-14	-79	-97	-109	-139	39	85	-206	50
	H28.3対比					-14	-93	-190	-299	-438	-399	-314	-520	-470
尾鷲	卒業生数	328	309	340	289	280	279	240	230	254	250	221	208	190
	前年度対比		-19	31	-51	-9	-1	-39	-10	24	-4	-29	-13	-18
	H28.3対比					-9	-10	-49	-59	-35	-39	-68	-81	-99
熊野	卒業生数	366	381	340	351	340	333	303	257	278	278	270	270	234
	前年度対比		15	-41	11	-11	-7	-30	-46	21	0	-8	0	-36
	H28.3対比					-11	-18	-48	-94	-73	-73	-81	-81	-117
小計	卒業生数	5,212	5,113	4,981	4,929	4,870	4,802	4,553	4,376	4,171	4,274	4,398	4,078	4,106
	前年度対比		-99	-132	-52	-59	-68	-249	-177	-205	103	124	-320	28
	H28.3対比					-59	-127	-376	-553	-758	-655	-531	-851	-823
県内合計	卒業生数	18,120	18,382	17,797	17,848	17,514	17,435	16,777	16,410	15,680	16,133	15,993	15,900	15,628
	前年度対比		262	-585	51	-334	-79	-658	-367	-730	453	-140	-93	-272
	H28.3対比					-334	-413	-1,071	-1,438	-2,168	-1,715	-1,855	-1,948	-2,220

3 「平成28年度学校防災取組状況調査」結果の概要について

1 調査の目的

県内の公立学校の防災教育及び防災対策の取組状況を継続的に把握し、今後の学校防災の取組を一層推進することを目的に調査を実施しました。

2 調査の概要

「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」に挙げた主な課題に対して、平成28年度（平成29年3月末までの実施見込みを含む）の学校の取組状況を調査しました。

なお、本調査は平成23年度から継続して実施しています。

3 調査の対象

県内の公立小中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校 合計 610校

・公立小中学校 528校（小学校 371校、中学校 157校）

・県立高等学校 66校（全日制 55校、定時制 11校）

・県立特別支援学校 16校

※通信制2校は調査の対象としていません。

4 調査の時点

小中学校：平成29年2月10日

県立学校：平成29年2月6日

5 調査結果のポイント ※主な調査結果は別紙のとおり

※（ ）内は前年度

（1）学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況（別紙項目1）

全ての学校において、学校防災リーダーを中心に、防災教育・防災対策が推進されており、その主な取組は、「防災に関する計画の見直し」が100.0%（100.0%）、「防災教育の指導計画の作成や見直し」が91.8%（88.8%）、「防災に関する教職員の研修」が80.3%（77.1%）、「児童生徒の防災学習の指導」が95.9%（95.6%）、「施設設備や備品等の安全点検や対策」が97.2%（95.0%）となっています。

学校における防災教育・防災対策は、教職員の災害に対する知識や理解を基盤にして組織的に取り組むことが重要であり、今後も学校防災リーダー等を中心に、全ての教職員の共通理解に基づいた推進体制がとれるよう取り組んでいきます。

（2）学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況（別紙項目2）

「学校の防災に関する計画」の内容を、保護者や地域に知らせている学校の割合が90.8%（83.6%）と年々増加しています。

学校の防災計画を公開することは、家庭や地域と連携していくうえでの基本であることから、今後も引き続き取組を推進していきます。

(3) 防災学習の実施状況（別紙項目6）

全ての学校が、「防災ノート」を活用した防災学習に取り組んでおり、「防災学習の教材として」活用した学校が84.3%（83.9%）、「避難訓練等の事前・事後の指導のため」に活用した学校が83.4%（82.8%）となっています。家庭における防災の取組を推進することを目的として作成、配付している「ワークシート」を持ち帰らせた学校が86.2%（82.8%）と増加しています。

「防災ノート」は今年度、新たに風水害について取り入れたり、避難所生活の項目に「あなたの学校が避難所になったら」の問いを追加したりするなどした改訂版を配付しました。それにあわせて指導者用防災ノートについても、内容を充実させた改訂版を配付しました。

また、「ワークシート」には保護者記入欄を設け、家庭で防災についての話し合いができるよう工夫しました。

さらに、今年度、「防災ノート」を用いての実践的な取組を行っている教職員の授業風景を撮影、編集した「防災ノート活用映像」を作成しており、この映像や指導者用防災ノートなどを用いて、より効果的な活用法を提示し、一層充実した防災教育が行われるよう、取り組んでいきます。

児童生徒が学んだ知識を実感し、体得するために有効な体験型防災学習に取り組んだ学校は75.7%（73.5%）となっています。「防災ノート」の活用とともに、さまざまな体験型防災学習が行われ、学校における防災の日常化が進むよう取組を推進していきます。

平成28年6月に三重県教育委員会ホームページに開設したポータルサイト「学校防災みえ」については、活用した学校の割合が83.4%となりました。今後は、ポータルサイトについての周知を図るとともに、授業等で活用しやすいよう内容の見直しを進めていきます。

(4) 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数（別紙項目7）

1校あたりが実施した訓練の平均回数は3.82回（3.82回）と昨年度と同程度となりました。

内容別では、「地震避難訓練」を実施している学校の割合が95.4%（95.3%）と最も高く、次いで「火災避難訓練」が89.8%（90.6%）となっています。また、「津波避難訓練」を実施している学校の割合が39.2%（39.0%）、「風水害避難訓練」が9.5%（7.0%）と、地域の実態を踏まえた訓練を実施する学校が増えつつあります。

そのほか、「引き渡し訓練」が44.6%（39.5%）、「避難所運営訓練」が7.5%（7.5%）、「図上訓練」が8.5%（6.8%）となっています。

災害の発生にともない、保護者への児童生徒の引き渡しや避難所運営への協力が必要になることが考えられることから、平成28年11月に、教職員を対象に避難所運営ゲーム（HUG）を題材として体験型防災学習実践研修会を開催しました。平成29年度においても、避難所運営訓練を取り入れた教職員対象の研修会を開催するとともに、訓練の形態や内容を工夫している学校の取組を紹介するなどして、各学校で実効的な訓練が実施されるよう取り組んでいきます。

（5）「家庭」や「地域」と連携した防災の取組の実施状況（別紙項目8）

「家庭」や「地域」と連携した防災の取組を実施した学校の割合は90.3%（88.3%）となっています。

主な連携先は、「家庭」が67.5%（61.0%）、「自主防災組織または自治会」が44.4%（43.3%）、「消防」が39.2%（38.7%）、「市町の防災担当課」が34.8%（30.6%）となっています。

災害発生時には、多様な主体との連携が重要となることから、学校が実施する防災訓練に家庭や地域が参加する、地域が実施する訓練に学校が参加するなどの取組に加え、学校、家庭、地域が参加する防災学習の実施や、防災について話し合う機会を設けるなど、学校、家庭、地域の相互連携が一層進むよう取り組んでいきます。

（6）指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の状況（別紙項目9）

指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合は91.3%（91.1%）で、このうち指定避難所または一時避難場所になった際の対応を決めている学校が90.1%（87.9%）となっています。

また、自主防災組織、市町の防災担当課等と、避難所運営について協議または訓練を実施した学校が62.7%（61.4%）となっています。大規模な災害が発生したとき、学校には多くの被災者が避難し、避難所としての対応を迫られることから、学校は非常時に備え、地域の自主防災組織や避難所運営の主体者である市町との協議や訓練を行っておくことが重要です。学校と自主防災組織や市町との連携がさらに進むよう働きかけていきます。

（7）学校の施設設備や備品等の安全対策の状況（別紙項目10）

学校の施設設備や備品等の安全対策について、「できている」または「一部できている」と回答した学校の割合は、「備品等の転倒落下防止対策」が99.7%（97.9%）、「窓ガラス等の飛散防止対策」が79.0%（78.0%）となっています。

施設設備や備品等の安全対策は、児童生徒の安全確保に関わる重要な対策です。さらに取組が進むように、市町等教育委員会や学校に働きかけていきます。

(8) 児童生徒のために使える備蓄の状況（別紙項目 11）

学校における備蓄の状況は、「水」83.0% (77.4%)、「食料」84.8% (81.1%)、「簡易トイレ」84.8% (78.7%)、「発電機」85.2% (79.5%)、「毛布」86.6% (81.3%)、「投光器等の照明器具」82.8% (77.7%) と、全ての調査項目において年々増加しています。引き続き、備蓄品の充実を市町等教育委員会や学校に働きかけていきます。

6 今後の対応

東日本大震災発生から6年が経過しましたが、被災地はまだ復興途上にあります。平成28年4月に発生した熊本地震では避難所運営など新たな課題が見えてきました。また、昨年夏の岩手県、北海道での豪雨など、地震や津波以外の自然災害も日本各地で頻発しています。

あらゆる災害から児童生徒の命を守るためには、全ての教職員の防災に関する知識や意識を高め、学校、家庭、地域が一体となった学校防災の取組が推進されることが重要です。

このため、県教育委員会では、今後も、教職員のさらなる防災意識と指導力の向上をめざし、学校防災リーダー等教職員を対象に、学校における防災教育、防災対策を推進していくための知識や、具体的な手法を習得する研修を継続して実施します。

また、防災学習教材の充実や、体験型防災学習、家庭、地域と連携した防災の取組に対する支援を通して、児童、生徒が自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、発達段階に応じて、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できる能力を育成する防災教育に取り組みます。

さらに、県立学校、市町等教育委員会及び市町防災担当課を訪問して意見交換を行い、必要に応じて、取組の強化を要請していくとともに、県防災対策部、みえ防災・減災センター、消防、気象台等とも連携して、学校、家庭、地域が一体となった学校防災の取組を一層推進し、災害に強い学校づくりに取り組んでいきます。

1 学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況

○ 推進している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.7%	100.0%

○ 取組内容

ア 学校の防災に関する計画の見直し

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%

イ 防災教育の指導計画の作成や見直し

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	91.8%	84.1%
平成27年度	88.8%	80.5%
平成26年度	88.0%	75.6%

(H26より)

ウ 防災に関する教職員研修

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	80.3%	72.0%
平成27年度	77.1%	67.1%
平成26年度	75.9%	58.5%

(H26より)

エ 児童生徒の防災学習の指導

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	95.9%	93.9%
平成27年度	95.6%	90.2%
平成26年度	91.8%	86.6%

(H26より)

オ 施設設備や備品等の安全点検や対策

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	97.2%	97.6%
平成27年度	95.0%	95.1%
平成26年度	89.3%	87.8%

(H26より)

2 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況

○ 公開している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	90.8%	79.3%
平成27年度	83.6%	65.9%
平成26年度	49.9%	37.8%
平成25年度	40.9%	26.2%
平成24年度	36.5%	26.2%

3 災害発生時別の教職員の対応や役割分担の決定状況

○ 対応や役割分担の決定状況

ア 授業中

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.4%	100.0%
平成23年度	91.3%	100.0%

イ 休憩時間や放課後

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	98.2%	93.9%
平成27年度	98.2%	91.5%
平成26年度	98.1%	90.2%
平成25年度	94.8%	89.3%
平成24年度	93.4%	81.0%
平成23年度	83.2%	82.1%

ウ 登下校中

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	82.1%	64.6%
平成27年度	78.7%	58.5%
平成26年度	76.4%	54.9%
平成25年度	72.8%	52.4%
平成24年度	72.7%	44.0%
平成23年度	55.4%	39.3%

エ 校外学習中(部活動含む)

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	83.6%	70.7%
平成27年度	79.7%	63.4%
平成26年度	78.5%	62.2%
平成25年度	74.1%	57.1%
平成24年度	73.3%	53.6%
平成23年度	55.3%	50.0%

4 登下校中の災害時における避難方法の指導状況

○ 指導している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	96.4%	82.9%
平成27年度	96.3%	80.5%
平成26年度	95.5%	80.5%
平成25年度	93.9%	75.0%
平成24年度	93.8%	78.6%
平成23年度	89.9%	75.0%

5 様々な支援を必要とする児童生徒への対応の決定状況

○ 対応について決めている学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	87.5%	54.9%
平成27年度	82.6%	48.8%
平成26年度	81.3%	43.9%
平成25年度	80.4%	34.5%
平成24年度	75.0%	31.0%

6 防災学習の実施状況

6-1 実施内容

○ 防災ノートを活用した学校

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	98.3%	96.4%

○ 活用方法

ア 防災学習の教材として

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	84.3%	74.4%
平成27年度	83.9%	67.1%
平成26年度	83.4%	56.1%
平成25年度	79.0%	51.2%

イ 避難訓練等の事前・事後指導のため

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	83.4%	65.9%
平成27年度	82.8%	61.0%
平成26年度	74.2%	54.9%
平成25年度	72.1%	53.6%

ウ 防災啓発の材料として（家具類の固定化等）

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	48.9%	35.4%
平成27年度	40.8%	28.0%
平成26年度	25.8%	19.5%
平成25年度	23.5%	23.5%

エ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	2.6%	4.9%
平成27年度	2.1%	2.4%
平成26年度	2.4%	6.1%
平成25年度	2.2%	8.3%

6-2 ワークシートを持ち帰らせた学校

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	86.2%	75.6%
平成27年度	82.8%	74.4%
平成26年度	73.7%	57.3%

(H26より)

6-3 体験型防災学習の実施状況

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	75.7%	58.5%
平成27年度	73.5%	51.2%

(H27より)

6-4 ポータルサイト「学校防災みえ」の活用状況

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	83.4%	79.3%

(新規)

7 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数

7-1 訓練の実施回数（1校あたり）

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	3.82回	2.87回
平成27年度	3.82回	3.17回
平成26年度	3.74回	2.76回
平成25年度	3.79回	2.62回
平成24年度	3.62回	2.44回
平成23年度	3.37回	2.32回

7-2 内容別の実施状況

○ 実施した学校の割合

ア 地震避難訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	95.4%	96.3%
平成27年度	95.3%	98.8%

(H27より)

イ 火災避難訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	89.8%	85.4%
平成27年度	90.6%	92.7%

(H27より)

ウ 津波避難訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	39.2%	26.8%
平成27年度	39.0%	22.0%

(H27より)

エ 風水害避難訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	9.5%	4.9%
平成27年度	7.0%	2.4%

(H27より)

オ 消火訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	41.8%	40.2%
平成27年度	43.1%	48.8%

(H27より)

カ 救命応急手当訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	73.0%	56.1%
平成27年度	69.6%	62.2%

(H27より)

キ 引き渡し訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	44.6%	11.0%
平成27年度	39.5%	9.8%

(H27より)

ク 避難所運営訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	7.5%	4.9%
平成27年度	7.5%	6.1%

(H27より)

ケ 図上訓練

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	8.5%	8.5%
平成27年度	6.8%	7.3%

(H27より)

コ その他

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	7.9%	20.7%
平成27年度	8.5%	24.4%

(H27より)

8 「家庭」や「地域」と連携した防災の取組の実施状況

8-1 「家庭」や「地域」と連携した取組をした学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	90.3%	97.6%
平成27年度	88.3%	93.9%
平成26年度	80.8%	93.9%
平成25年度	73.2%	59.5%
平成24年度	64.9%	52.4%
平成23年度	55.9%	52.4%

8-2 連携先

ア 自主防災組織または自治会

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	44.4%	32.9%
平成27年度	43.3%	36.6%
平成26年度	47.2%	26.8%
平成25年度	48.2%	27.4%
平成24年度	40.4%	16.7%
平成23年度	31.1%	15.5%

イ 消防

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	39.2%	57.3%
平成27年度	38.7%	89.0%
平成26年度	41.4%	37.8%
平成25年度	36.6%	33.3%
平成24年度	33.2%	32.1%
平成23年度	29.8%	34.5%

ウ 市町の防災担当課

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	34.8%	93.9%
平成27年度	30.6%	37.8%
平成26年度	47.3%	92.7%
平成25年度	34.5%	26.2%
平成24年度	33.2%	26.2%
平成23年度	22.5%	25.0%

エ 家庭

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	67.5%	36.6%
平成27年度	61.0%	34.1%

(H27より)

オ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	26.9%	15.9%
平成27年度	22.1%	14.6%
平成26年度	20.7%	9.8%
平成25年度	30.6%	11.9%
平成24年度	31.2%	8.3%
平成23年度	22.5%	19.0%

9 学校が指定避難所または一時避難場所に指定されている状況

9-1 指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	91.3%	74.4%
平成27年度	91.1%	74.4%
平成26年度	91.3%	75.6%
平成25年度	91.4%	76.2%
平成24年度	91.9%	77.4%
平成23年度	92.4%	77.4%

9-2 指定されている学校のうち、学校が避難所または一時避難場所になった際の対応を決めている学校の割合

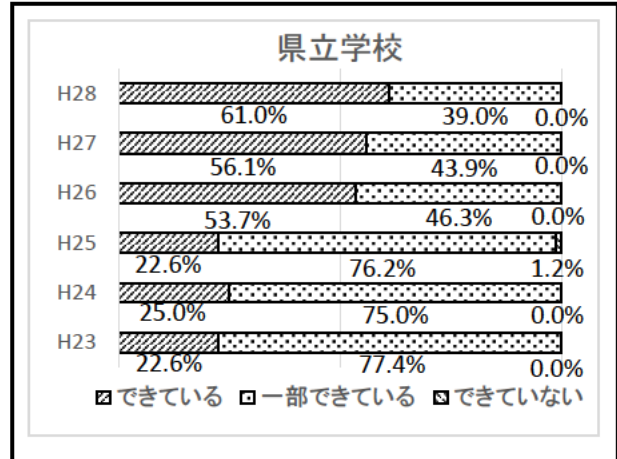
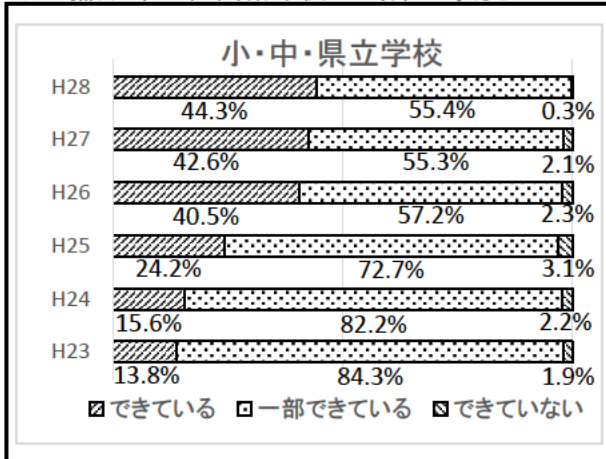
	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	90.1%	83.6%
平成27年度	87.9%	80.3%
平成26年度	85.7%	75.8%
平成25年度	73.7%	67.2%
平成24年度	68.4%	60.0%
平成23年度	55.5%	55.4%

9-3 指定されている学校のうち、自主防災組織、市町の防災担当課等と避難所運営に関する協議または訓練を行った学校の割合

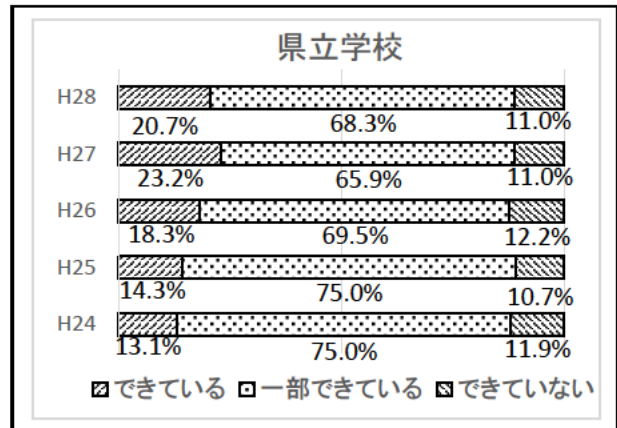
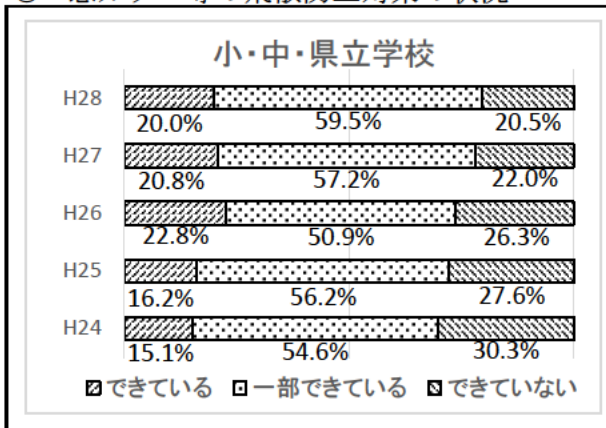
	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成28年度	62.7%	54.1%
平成27年度	61.4%	62.3%
平成26年度	55.6%	53.2%
平成25年度	47.3%	40.6%
平成24年度	43.6%	38.5%
平成23年度	32.9%	35.4%

10 学校の施設設備や備品等の安全対策の状況

○ 備品等の転倒落下防止対策の状況



○ 窓ガラス等の飛散防止対策の状況



11 児童生徒のために使える備蓄の状況

ア 水

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	83.0%	92.7%
平成27年度	77.4%	91.5%
平成26年度	70.9%	90.2%
平成25年度	57.8%	81.0%
平成24年度	51.8%	61.9%
平成23年度	51.2%	42.9%

イ 食料

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	84.8%	90.2%
平成27年度	81.1%	89.0%
平成26年度	75.0%	89.0%
平成25年度	63.3%	76.2%
平成24年度	57.3%	63.1%
平成23年度	53.0%	40.5%

ウ 簡易トイレ

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	84.8%	100.0%
平成27年度	78.7%	100.0%
平成26年度	71.9%	100.0%
平成25年度	67.3%	100.0%
平成24年度	60.5%	100.0%
平成23年度	53.7%	100.0%

エ 発電機

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	85.2%	100.0%
平成27年度	79.5%	100.0%
平成26年度	73.3%	100.0%
平成25年度	69.9%	100.0%
平成24年度	67.9%	100.0%
平成23年度	54.3%	100.0%

オ 毛布

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	86.6%	100.0%
平成27年度	81.3%	100.0%
平成26年度	75.4%	100.0%
平成25年度	66.2%	100.0%
平成24年度	64.6%	100.0%
平成23年度	55.6%	56.0%

カ 投光器等の照明器具

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成28年度	82.8%	100.0%
平成27年度	77.7%	100.0%
平成26年度	72.2%	100.0%
平成25年度	65.8%	100.0%
平成24年度	61.9%	100.0%

(H24より)

12 情報収集・情報伝達の手段の導入状況

ア 防災無線

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	82.0%	47.6%
平成27年度	81.1%	47.6%
平成26年度	82.2%	45.1%
平成25年度	84.5%	40.5%
平成24年度	82.5%	42.9%

イ 衛星携帯電話

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	17.5%	100.0%
平成27年度	17.1%	100.0%
平成26年度	17.6%	100.0%
平成25年度	7.1%	100.0%
平成24年度	6.2%	13.1%

ウ 災害時優先電話

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	68.0%	58.5%
平成27年度	69.3%	58.5%
平成26年度	68.8%	58.5%
平成25年度	58.4%	39.3%

(H25より)

エ トランシーバー

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	36.4%	48.8%
平成27年度	32.8%	47.6%
平成26年度	26.2%	40.2%
平成25年度	23.5%	29.8%

(H25より)

オ メール配信システム

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	91.3%	82.9%
平成27年度	87.3%	79.3%
平成26年度	77.7%	68.3%

(H26より)

カ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	22.1%	6.1%
平成27年度	23.6%	6.1%
平成26年度	19.5%	6.1%
平成25年度	29.5%	20.2%
平成24年度	35.7%	29.8%

13 緊急地震速報システムの導入状況

○ 緊急地震速報システムが導入されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成28年度	81.0%	100.0%
平成27年度	80.0%	100.0%
平成26年度	80.0%	100.0%
平成25年度	79.3%	100.0%
平成24年度	76.0%	100.0%

4 グローバル三重教育プランについて

1 「グローバル三重教育プラン」の概要

「グローバル三重教育プラン」（計画期間：平成 26 年度～28 年度の 3 年間）は、グローバル社会で求められる以下の 3 つの力を重視するとともに、これらの力をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な目標や取組を示した計画です。

- (1) 自ら考え判断し主体的に行動する「主体性」
- (2) 他者と共に成長しながら新しい社会を創造する「共育力」
- (3) 外国語で積極的にコミュニケーションを図る「語学力」

2 主な取組の成果と課題

本プランでは、3 つの力ごとに取組の柱と重点的に取り組む施策をあげており、3 年間の主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 「主体性」の育成

① 高校生の留学等の促進

- ・海外留学や海外研修等に参加した高校生は、平成 26 年度の 287 人から、平成 27 年度は 350 人、平成 28 年度は 457 人と増加しました。また、平成 28 年度には、国際的視野を広げる機会として、「三重県立高校生短期海外研修旅行」を実施し、小規模の高校や職業学科を含めた 7 校から 10 人の参加があり、広がりがみられました。
- ・平成 29 年度は、海外留学にかかる経費の一部支援を引き続き行うとともに、国際的な感覚と広い視野を持ち、何事にも挑戦し産業界で活躍できる人材の育成に向け、職業学科の生徒を対象に、海外の県内企業等で実習を行う海外インターンシップを新たに実施します。

② 中学生からの提案・発信

- ・中学生が「地域と連携したまちづくり」、「国際協力」、「いじめのない学校づくり」、「スマートフォンの使用法」等の課題解決に向けた提案を行う取組を通じて、自分の考えや意見を積極的に社会に発信する力の育成を図りました。
- ・毎年約 25 校から生徒会等での取組を中心に 40 件程度の応募がありました。毎年新たな学校からの参加があり、3 年間で県内中学校の約 3 分の 1 が参加するという一定の広がりが見られました。今後、中学生と地域が協働した取組の拡大や提案に係るプレゼンテーション力の向上などにつながるよう、市町教育委員会と連携しながら取組を進めます。

③ スーパーグローバルハイスクール(SGH:平成 26 年度～平成 30 年度)

- ・文部科学省のスーパーグローバルハイスクール(SGH)の指定を受けている四日市高校では、大学教授等による講演会や課題研究論文の作成、地域への提言フォーラムなどに取り組みました。また、中国やカンボジアなどでの海外フィ

ールドワークを実施しました。

- ・3年間の取組を通じて、社会の多様性について実体験を通じて理解を深め、主体的に考え行動する意識を高める機会となりました。今後、国内外でのフィールドワークなど実践的な取組を充実するとともに、教育課程の研究開発を進め、深い教養、論理的思考力、問題解決力などグローバルに活躍できる力の育成をめざします。

(2) 「共育力」の育成

① 郷土三重を英語で発信！～ワン・ペーパー・コンテスト～

- ・中学生が三重の魅力への理解を深め、英語で積極的に発信する力の育成を目的に開催し、毎年参加校数が増加し、平均1,000点に及ぶ応募がありました。
- ・年々、三重の自然や文化について題材として取り上げる着眼点が多様化するなど、作品の質的な向上があったほか、表彰式では作品について審査員と英語で質疑応答するなど、英語によるプレゼンテーション力の高まりも見られました。今後、郷土に関する英語補助教材の作成とその活用を進めることで、郷土への関心をさらに高め、英語でより積極的に発信できる力を育みます。

② みえ未来人育成塾

- ・「みえ未来人育成塾」を平成26、27年度に計6回開催し、延べ191人の県内高校生・大学生・留学生の参加（うち高校生151人）がありました。企業人や起業家等の講義、大学生や留学生を交えたディスカッションなどをおして、将来の三重を支える「志」の育成や、学校の枠を越えた高校生のネットワークの構築を図りました。なお、平成28年度は、「三重の高校生サミット」(33頁参照)として開催しました。
- ・今後さらに、相互に考えを伝え、深め合いつつ、合意形成・課題解決する力の育成につなげるため、ディスカッションのスキルアップを図る講座を導入するとともに、新たな見方・考え方に触れる機会となるよう、大学生や留学生等の参加を促進します。

(3) 「語学力」の育成

① 小中学校英語教育モデルの構築

＜小学校での取組＞

- ・英語教育の早期化・教科化を見据え、外部講師の協力を得ながら、レゴの教材プログラムや、英語の発音と綴りのルールを学ぶフォニックス指導などを活用した指導モデルの実践研究を3市町(鈴鹿市、津市、玉城町)で進めました。また、実践研究校における公開授業を通じて有効な指導方法の普及を図り、平成28年度には計21市町61校から参加がありました。
- ・「聞く・話す」能力の素地を養うため、県オリジナルの小学生向け英語音声教材「Joy Joy MIEnglish(ジョイジョイ ミーイングリッシュ)」を作成(平成26年8月)し、指導マニュアルと合わせて全小学校に配付するとともに、指導主事訪問等で活用方法を紹介するなど普及に努めました。

- ・実践研究校での調査をもとに、フォニックス指導を行う前後を比較したところ、特に「読む」力において、音や単語の認識に関わるすべての設問で正答率が上がりました。また、知らない単語でも読もうとするなど意欲の向上がみられました。今後、これらの成果と合わせ、レゴブロックの活用事例や「Joy Joy MIEnglish(ジ ヨイ ジ ヨイ ミーイングリッシュ)」の活用方法の普及に取り組みます。

＜中学校での取組＞

- ・中学生の英語力の向上に関わっては、CAN-DO リスト(外国語教育における学習到達目標)を活用した授業改善に向け、「CAN-DO リスト作成・活用講座」開催などの取組を推進した結果、平成 28 年度内にすべての中学校で CAN-DO リストが作成されました。
 - ・今後は、CAN-DO リストの公表を進め、目標を生徒と共有するとともに、中学生の4技能(聞く・話す・読む・書く)の学習到達目標の達成度を把握し改善につなげるなど、引き続き CAN-DO リストを活用した授業改善を推進します。
- ② 英語インセンティブ拡大プログラム
- ・県内開催された国際的なゴルフ大会に高校生が企画・運営のアシスタントとして参加し、外国人等のトッププロとの交流をとおして、英語学習への意欲を高めました。また、津高校音楽部とノルウェー少女合唱団の交歓会を開催し、英語による交流する機会としました。
- ③ 英語キャンプの実施
- ・「英語キャンプ」を実施し、英語のみを使用する環境で、レゴブロックを使った交流や郷土三重に関するプレゼンテーション、出入国審査のロールプレイなど、英語コミュニケーション力の向上に取り組みました。
 - ・参加した小学生、中学生、高校生の満足度は、3年間を通じほぼ 100%でした。平成 29 年度以降も、英語キャンプを実施し、発達段階や習熟度に応じた英語活動を取り入れ、コミュニケーション力の向上を図ります。
- ④ 小学校における英語教育指導体制の充実
- ・小学校での英語教育の指導体制を確立するため、英語教育の推進を担う「英語教育コーディネーター」を対象とした集中研修等を3年間で 33 講座実施し、延べ 1,012 人が受講しました。
 - ・研修後のアンケートでは、「学んだことを自らの実践に活用できそうか」という設問に対する肯定的回答が平均 96%と高く、受講したコーディネーターが中心となり、各校で授業研究等が進められています。今後、英語教育の早期化・教科化をふまえ、英語によるコミュニケーションを図る基礎となる力を児童に育んでいけるよう、専門性を高める認定講習や実践的指導力の向上を図る研修等を実施します。
- ⑤ 中学校・高等学校における英語教育指導体制の充実
- ・中学校及び高等学校の英語科教員の指導力や英語力向上に向けた悉皆研修等を3年間で 72 講座実施し、延べ 2,106 人が受講しました。

- ・生徒の英語力を高めるため、4技能をバランスよく育成する授業に向けた研修等を行った結果、本プラン策定時と比べ、「授業時間の半分以上を生徒の英語による言語活動をしている割合」や「授業における発話の半分以上を英語で行っている英語担当教員の割合」が改善されました。今後、実践的指導力の向上を図る研修の充実に取り組みます。

【授業時間の半分以上を生徒の英語による言語活動をしている割合】

中学校 H25:46.4%→H28:64.6% 高等学校 H25:33.8%→H28:62.8%

【授業における発話の半分以上を英語で行っている英語担当教員の割合】

中学校 H25:25.8%→H28:45.3% 高等学校 H25:38.3%→H28:57.9%

*「英語教育実施状況調査」(文部科学省)の結果から引用

*平成28年度は暫定値

3 伊勢志摩サミット等を契機とした取組

① 2016年ジュニア・サミット in 三重 (開催：平成28年4月22日～28日)

- ・ジュニア・サミット参加者が県内各地域を4コースに分かれて訪問する体験・交流行事が実施され、県内高校生が案内役を務めました。伊勢神宮や赤目四十八滝など三重の自然や伝統・文化などの体験・交流をとおして、実践的な英語力を高める機会、郷土三重への理解を深める機会となりました。

② 三重の高校生サミット (開催：平成28年6月5日、12日)

- ・「伊勢志摩サミット」の成果を次世代につなぐことを目的に「三重の高校生サミット」を開催しました。ジュニア・サミット日本代表生徒や県外高校生6人を含む延べ135人の高校生が参加し、環境や地方創生についてディスカッションなどを行い、自らの考えや意見を適切に伝える力を実践的に養う機会となりました。
- ・今後は、「みえ未来人育成塾」の取組に加え、県内外の高校生が集い議論する「高校生地域創造サミット」を開催し、地域の課題解決や活性化に主体的に参画する意欲や態度の育成に向けて取り組めます。

③ 子どもふるさとサミット (開催：平成28年5月14日)

- ・県内15市町から小中学生180人の参加のもと、「子どもふるさとサミット」を開催し、地域の自然や歴史・文化などについて交流・発信することを通じて、郷土への愛着や異なる文化を持つ人々と共生する態度を育む機会となりました。
- ・交流した意見をもとに作成した「アピール宣言」は、県内の小中学校に、知事からのメッセージと合わせて配付し、郷土・国際理解・環境についての学習での活用を働きかけました。

④ 第10回国際地学オリンピック日本大会 (開催：平成28年8月20日～27日)

- ・「第10回国際地学オリンピック日本大会」では、県内4地域で多くの高校生が関わり(12校265人)、実践的な英語力を高める機会となりました。
- ・今後は、科学分野の知識・技能を活用して課題を発見し、解決力を育むため、

小学生、中学生、高校生が探究的な活動を実践し、その成果を発表する「みえ自然科学フォーラム」を実施します。

4 目標値に対する実績と主なコメント

目標項目	現状値(24年度)	目標値(28年度)	実績値(28年度)
①「将来の夢や希望を持ち、失敗をおそれず挑戦する」割合(公立学校)	高校生 70.4% (25年度)	高校生 74.0%以上	高校生 71.4%
	中学生 70.5% (25年度)	中学生 74.0%以上	中学生 70.9%
	小学生 80.8% (25年度)	小学生 87.0%以上	小学生 80.7%
②海外留学(短期・長期を含む)を実施した県立高等学校数(累計)	3校 *長期のみ	58校	69校
③教材「三重の文化」を活用した公立中学校の割合	61.9%	100%	100% (27年度)
④卒業段階で英検準2級または2級以上相当の英語力を習得した高校生の割合(県立高等学校)	29.8%	45.0%以上	34.8% (暫定値)
⑤卒業段階で英検3級以上相当の英語力を取得した中学生の割合(公立中学校)	26.1%	45.0%以上	33.5% (暫定値)
⑥英語の学習が「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた小学生の割合(公立小学校)	74.4% (25年度)	80.0%以上	81.6%
⑦英検準1級以上相当の英語力を有する英語教員の割合(公立学校)	中学校 29.3%	中学校 45.0%以上	中学校 31.5% (暫定値)
	高等学校 59.2%	高等学校 72.0%以上	高等学校 63.5% (暫定値)

目標項目①について

将来の夢や希望を持ち、失敗をおそれず挑戦する児童生徒の割合については、目標値に至らなかったため、社会の様々な分野で活躍する人との交流などを通じて、チャレンジ精神や将来の目的意識の醸成につながる指導の充実に努めていく必要があります。

目標項目③について

教材「三重の文化」については、授業等での積極的な活用を推進してきた結果、すべての公立中学校で活用されるようになりました。また、「三重の文化」をもとに「ふるさと三重かるた」を作成・配付したことや、かるた大会を実施したことなどにより、幼児や小学生にとっても様々な三重の文化に触れる機会となりました。

目標項目④・⑤について

中学生や高校生の英語力は、本プラン策定時と比べ向上しましたが、目標値には至っていません。今後、授業において生徒が英語で「聞く・話す・読む・書く」といった言語活動を行う場面の増加を図るなど、授業改善を進めていく必要があります。

ります。また、平成 29 年度から、中学 3 年生全員を対象に英検 IBA（英検の簡易版）の実施や小中学生の英検受検料補助などの取組を行う市町もあることから、これらの先進的な取組を紹介し、他の市町における取組の広がりにつながるよう努めます。

目標項目⑦について

英検準 1 級以上相当の英語力を有する公立学校の英語教員の割合については、研修受講後に TOEIC IP テストを受験（3 年間で 7 回実施、受験者 64 人）する講座を実施するなどした結果、本プラン策定時と比べ進展はありましたが、目標値には至っていません。今後、英語教員の英語力向上等に係る研修を一層充実するとともに、外部検定試験実施機関による教員に対する検定料助成等の制度を周知し、受験の推奨に努めます。

5 今後の対応

平成 28 年 3 月に策定した「三重県教育ビジョン」では、特に注力する取組として重点取組を設定しています。その 1 つに「グローバル人材の育成」を掲げ、本プランの理念や方向性を反映して「主体性」・「共育力」・「語学力」を身につけた人材を育成することを方針としています。

今後、本プランでの成果や課題をふまえつつ、新たに、高校生の海外インターンシップの実施、小中学生が英語を使用し活躍している人と英語で交流するイングリッシュデーの実施などに取り組んでいきます。

現在、国で改訂中の次期学習指導要領では、小学校 5・6 年生での英語の教科化をはじめ、小学校、中学校、高等学校の各段階での英語教育を充実させることが方針として示されています。また、小中学校においては、平成 30 年度から次期学習指導要領の先行実施期間となります。このため、教員の指導力の向上や補助教材の作成など現場を支援していくための取組を含め、次期学習指導要領へのスムーズな移行を図っていきます。

そして、伊勢志摩サミットの成果を次世代へ継承し、予測困難な変化の激しい社会の中で、将来自立し主体的に社会に関わり、グローバルに活躍できる力の育成に取り組んでいきます。

5 平成28年度包括外部監査結果（教育委員会関係） に対する対応方針について

1 実施テーマ等

(1) 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ①公の施設が条例や規則にしたがって適切に運営されているか
- ②公の施設は行政目的に照らして有効に活用されているか
- ③公の施設は経済的・効率的に運営されているか
- ④公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか
- ⑤指定管理者などの施設管理者の選定方法は適切か
- ⑥指定管理者制度の導入目的は達成されているか

2 監査結果の概要と対応方針（別紙参照）

教育委員会関係につきましては、対象となった2施設のうち、三重県立鈴鹿青少年センターの事業について1件の指摘、4件の意見を受けました。これらについて、別紙対応方針のとおり、適切な措置を講じていきます。

事業名	指摘	意見
収支差額の取扱いについて	0	1
一般競争入札の導入について	0	1
利用人数の基準について	0	1
貸出器具の利用状況について	0	1
長期修繕計画について	1	0

注1：「指摘」とは、法令や規則等にしたがい適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの

注2：「意見」とは「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
(27) 三重県立鈴鹿青少年センター		
1. 収支差額の取扱いについて（意見）		
<p>現在の指定管理料の積算は、平成22年の実績に利用者の増加及び利用促進のため、事業の充実等の取組に必要な経費等を見積もって積算しているが、今後の指定管理料の積算においては、青少年センターの現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回より有効な積算が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。</p>	<p>指定管理料については、毎年の収支差額や事業内容についてその妥当性を検証したうえで、次の算定につなげていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
2. 一般競争入札の導入について（意見）		
<p>7つの業務については、経済性を追求する観点から平成25～29年度を対象とした長期継続契約が行われているが、会計規程上一般競争入札の規定もあるものの、指名競争入札及び随意契約により締結されている。このうち施設管理業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。また警備及び当直業務については指名競争入札によっているが、業務内容に特殊性は認められず、一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。今後は業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。</p>	<p>入札案件の業務委託内容や契約金額を考慮し、業務の特殊性など特段の理由がない限り一般競争入札を行うよう指導します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
3. 利用人数の基準について（意見）		
<p>指定管理者は、青少年センターの利用資格を5名以上が参加する研修計画をもつ団体に限っており、家族の場合は2名以上から利用可能としているが、人数の条件を緩和することにより、利用者が増加し、施設の有効活用につながる可能性があると考えられることから、設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。</p>	<p>利用者人数基準の緩和については、集団宿泊研修を行う社会教育施設としての設置目的を踏まえたうえで、閑散期の集客対策として、弾力的な運用を行えるよう指定管理者と検討していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
4. 貸出器具の利用状況について（意見）		
<p>青少年センターの貸出器具のうち、パソコンについては、利用度が低い状況であるにもかかわらず、リース料を支払っている状況である。利用状況と費用を勘案し、必要性を十分に検討することが望ましい。また他の器具についても、老朽化が進み、利用度が著しく低いものが存在するため、利用者のニーズを踏まえ適時に更新を進めることが望ましい。</p>	<p>これら備品については、最低限の貸出備品は確保しつつ、利用頻度の低い備品等の廃棄を含めた見直しをしていくよう指定管理者と協議します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

5. 長期修繕計画について（指摘）

<p>県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。</p>	<p>開所後 30 年が経過しており、設備等の更新が必要な箇所は多くなっています。現在は緊急性の高い修繕を実施しているところです。今後は、指定管理者と修繕の優先順位や設備の運営状況などの情報を共有して適切な維持管理が行えるよう中長期の修繕計画の作成を行っていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
--	---	-----------------

6 三重県人権教育基本方針の改定（最終案）について

1 三重県人権教育基本方針 改定案（中間案）に対する意見募集の結果について

(1) 意見募集期間

平成 28 年 10 月 17 日(月)から平成 28 年 11 月 15 日(火)まで

(2) 意見数及び対応状況

①意見総数

39 人(団体)の方々から 84 件の意見をいただきました。
(同じ内容の意見を 1 件と数えると、47 件に整理されます。)

②項目別意見数

項 目	意見数(延数)
全体に関する意見	11 (19)
I 基本的な考え方	9 (9)
II 人権教育の目的	2 (9)
III 個別的な人権問題に対する取組	12 (25)
IV 人権教育推進方策	12 (14)
V 附則	1 (8)
合 計	47 (84)

③対応状況

対 応 区 分	意見数(延数)
①最終案に反映させていただくもの	3 (11)
②既に反映されているもの	7 (12)
③今後の取組の参考にさせていただくもの	29 (53)
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	6 (6)
⑤その他 (①～④に該当しないもの)	2 (2)
合 計	47 (84)

(3) 意見について

①概要

ほとんどが中間案の方向性に肯定的なものでした。項目としては、「個別的な人権問題に対する取組」及び「人権教育推進方策」についての意見がそれぞれ 12 件と多くありました。また、内容としては、記述の充実を求める意見が 22 件、文言等の修正を求める意見が 7 件、人権教育推進に関する意見が 18 件でした。

②主な意見

- ・人権をめぐる社会情勢や子どもがおかれている状況について、ふみ込んだ記述が必要である。
- ・個別的な人権問題の現状・課題、法整備をはじめとする取組の進捗状況について記述が必要である。
- ・教職員意識調査の結果をふまえ、若い教職員が人権教育のねらいや進め方を理解できるよう、具体的な記述が必要である。
- ・「子どもの貧困」が社会問題化するなか、すべての教育活動を通じた人権教育の重要性を示す記述が必要である。
- ・取組を進めるために必要な学習指導資料等の作成についても記述するべきである。

③意見に対する対応

- ・意見や提案内容3件を最終案に反映させました。
- ・社会情勢や人権問題の現状・課題、指導方法等についての記述を求める意見に対しては、改定基本方針の周知や研修の機会を通して詳しく説明を行うとともに、現行の「人権教育ガイドライン」の改定を行い対応していきます。

④意見に対する回答

「意見募集の結果概要」及び「意見募集でいただいたご意見と県の考え方」を、2月下旬から県のホームページで掲載しています。

- 2 三重県人権教育基本方針 中間案の修正案（最終案）について※【別紙1】参照
議会及び教育委員会定例会、パブリックコメント等のご意見をふまえた中間案からの変更点は、計5箇所となります。※【別紙2】参照
- ・「Ⅰ 基本的な考え方」……2箇所
 - ・「Ⅱ 人権教育の目的」……2箇所
 - ・「Ⅳ 人権教育推進方策」…1箇所

3 配付及び周知に係るスケジュール

3月下旬	各市町教育委員会、各小中学校、各県立学校等へリーフレット配付 ホームページにて公開
5月中旬	教職6年次研修、教職経験11年次研修
5月16日（火）	管理職人権教育研修会（県立学校）
5月30日（火）	人権教育推進管理職研修会（小中学校）
6月2日（金）	第1回地区別人権教育研修会（県立学校）
6月～7月	人権教育推進委員会等代表者研修会（小中学校、県内10会場）
8月中旬	初任者研修

三重県人権教育基本方針 改定案（最終案）

I 基本的な考え方

国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採用し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採用された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義しています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務としています。

三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方をもち、個々の取組を着実に進めていくことが求められています。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

- 人権についての理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。
- 一人ひとりの自己実現を可能にする。
一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

III 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

IV 人権教育推進方策

<人権感覚あふれる学校づくり>

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- 1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。
 - (1) 子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。
 - (2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。

- 2 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。
 - (1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。
 - (2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態を明らかにします。

- 3 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。
 - (1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
 - (2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。
 - (3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

＜人権尊重の地域づくり＞

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点を以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組めます。

- 1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。
 - (1) すべての市町において、多様な主体による人権教育推進体制が確立できるよう協働し推進します。
 - (2) 人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。
 - (3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

- 2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。
 - (1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。
 - (2) 地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。
- 3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。
 - (1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。
 - (2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。

＜教育関係者の取組＞

すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

- ①人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識にたち、その現状を的確にとらえます。
- ②人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識にたちます。
- ③人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識にたちます。
- ④日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。
- ⑤人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- ⑥被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。
- ⑦人権問題の解決のために取り組みされてきた実践や成果に学びます。

V 附則

- 1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。

三重県人権教育基本方針 改定案（最終案）における 中間案からの修正点について（計5箇所）

1 「Ⅰ 基本的な考え方」の記述内容を修正する部分（計2箇所）

(1) 第6段落(2箇所)

パブリックコメントをふまえて、社会情勢の変化をとらえ、人権教育の取組をさらに進める表現に修正しました。

《修正前》

三重県教育委員会は、これまでの取組を検証し、成果を継承・発展させ、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら、積極的に進めていきます。

《修正後》

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。

2 「Ⅱ 人権教育の目的」の記述内容を修正する部分（計2箇所）

(1) 2つ目の目標(2箇所)

教育委員会定例会及び改定検討委員会での意見をふまえて、意欲や態度、技能についての記述を修正しました。

《修正前》

●人権を尊重する意欲や態度、技能を育てる。

一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や、人権を尊重する姿勢が、その態度や行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

《修正後》

●人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。

一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

3 「Ⅳ 人権教育推進方策」の記述内容を修正する部分（計1箇所）

(1) <教育関係者の取組>（1箇所）

パブリックコメントをふまえて、教育関係者の「認識」とそれに基づく「実践・行動」に係わるものに整理して、並び順を入れ替えました。

≪修正前≫

- ④人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- ⑤日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。

≪修正後≫

- ④日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。
- ⑤人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。

7 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

1 概要

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催準備を進めるため、平成28年1月25日に設立した大会三重県実行委員会（以下「実行委員会」という。）のもとに6つの専門部会を組織し、大会の準備を進めています。

2 これまでの取組状況

（1）広報専門部会（1回開催）

- ・大会公式ポスター、総体NEWS（東海4県版）の作成・掲示
- ・チラシ、グッズ等によるイベント・会議などでの啓発活動
- ・インターハイNEWSみえの発行（5回）
- ・高校生活動によるPR活動
- ・大会公式ホームページの開設（今年度末の完成予定）

（2）競技専門部会（3回開催）

- ・競技種目別大会における運営経費の試算
- ・競技会場、練習会場、競技用具等調査
- ・役員養成、補助員調査
- ・先催県視察及び引継ぎ

（3）式典専門部会（2回開催）

- ・総合開会式歓迎演技内容の検討
- ・草花装飾の検討（総合開会式における立体装飾、フラワーアレンジメント、プランター等の草花装飾）
- ・総合開会式運営計画等の委託契約の準備

（4）宿泊衛生専門部会（1回開催）

- ・配宿業者と連携した宿泊先の確保（県内宿泊施設に依頼中）
- ・医師・看護師の確保にかかる三重県医師会・看護師協会等への協力要請
- ・保健所への宿泊施設及び弁当調整業者に対する指導等の協力依頼

（5）輸送警備専門部会（1回開催）

- ・輸送交通対策要項、警備防災・危機管理対策要項の作成
- ・交通事業者、警察関係者への協力依頼

(6) 高校生活動専門部会 (2回開催)

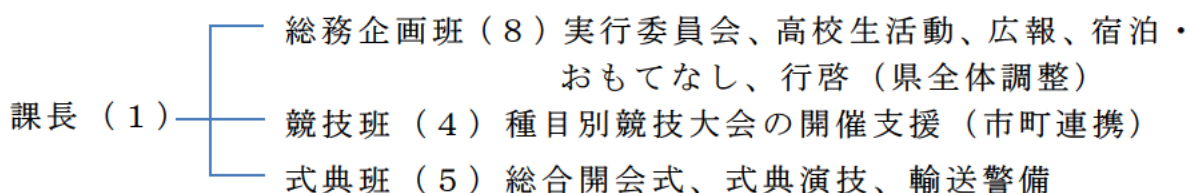
- ① 県推進委員会の設立 (県高体連理事長を会長として高校生 16 人で構成) 委員会を 2 回開催。2 回の先催県視察、3 回の P R 活動を実施。
- ② 地区推進委員会 (北・中・南) の設立 (各学校推進委員会代表生徒 68 人で構成) 委員会を各地区 2 回開催。5 回の P R 活動を実施。
- ③ 学校推進委員会 (県高体連加盟の県立・私立の高等学校 68 校) の設立 各校において啓発活動を実施。延べ 37 回の活動を実施。

● 学校推進委員会での各校独自の啓発活動の様子



3 今後の取組予定

(1) 平成 29 年度の全国高校総体推進課の組織体制



(2) 東海 4 県での取組 (共通項目を共催県で分担)

- ・ 東海 4 県準備委員会、連絡協議会の開催 (三重県)
- ・ 総体 NEWS の発行 (各県順番に作成)
- ・ 総合ホームページでの周知 (自県分を担当、取りまとめは三重県)
- ・ 大会ハンドブック (静岡県)
- ・ 参加章 (愛知県)、入賞メダル (岐阜県)
- ・ 報道のしおり、大会報告書 (三重県)

(3) 総合開会式

日 時：平成 30 年 8 月 1 日 (水) 10:00~12:00

会 場：県営サンアリーナ

参加者：選手、監督、役員、招待者、観覧者など。

内 容：選手団入場行進のあと、挨拶、祝辞、選手宣誓などの式典を行い、その後、翌日からの大会に向けて選手団の活力となるように、三重県の高校生が一体となって力強い歓迎演技を行う。

平成 29 年度は、歓迎演技の練習を行うとともに、以下の取組を行う。

① 式典前映像

総合開会式前に参加者に見ていただくため、東海 4 県の魅力と開催競技、競技会場等を紹介する映像作品を共催県と協働で高校生が制作する。

② 式典放送

高校生による式典アナウンサーを編成し、総合開会式の司会・進行を行うための準備を行う。

③ 草花装飾

総合開会式会場での立体装飾等や各競技会場でのプランターによる草花装飾を実施するため、県内の農業高校等が試験栽培を実施。

④ 運営委託

式典の運営、進行管理、会場整備、輸送警備等を円滑に行うため、大手イベント企画会社に業務委託を行う。

(4) 競技種目別大会

競技種目別大会の準備（運営体制整備、競技会場、練習会場及び競技用具の準備、仮施設等の整備、運輸・交通計画、防災・危機管理対策、大会運用マニュアルの作成など）を進めるため、会場地市町がそれぞれ実行委員会を設立予定。

① 各会場地市町の実行委員会設立予定

平成 29 年 4 月：鈴鹿市、亀山市、熊野市、伊賀市、菰野町
5 月：津市、四日市市、伊勢市

② 大会運営費

競技種目別大会の運営経費について、会場地市町及び高体連競技専門部との協議・調整、試算を行い、平成 29 年 7～8 月に定める。

③ 競技担当教員

開催準備業務に中心となって従事する競技担当教員を指定し、市町実行委員会と連携して競技種目別大会の円滑な準備及び運営を図る。

④ 役員・補助員等の養成

大会における競技の公正と円滑な大会運営を図るため、競技役員、審判員、競技補助員等を養成する。

⑤ 医師・看護師等の確保協力

各会場に医師 1 人（競技により病院での待機の場合あり）、看護師 1～2 人を配置できるよう関係団体に協力依頼を行う。

⑥ 記録センター・プレスセンター

競技記録の収集及び競技結果の提供など、報道事業の円滑な運営を図るため、大会期間中に記録センター及びプレスセンターを設置する。

(5) 高校生活動

① 広報活動（継続）

- ・学校推進委員会を中心に各校独自のPR活動、環境美化活動を実施。
- ・北・中・南の各地区推進委員会にて地区内のショッピングセンター、各種イベント、祭りなどに出向いてPR活動を実施。
- ・高校生が企画して、ローカルTV、ケーブルTV、ラジオ等に出演して大会のPRを実施。

② 300日前イベント

平成29年10月頃を予定。県内複数の商業施設等で高校生による啓発イベントを実施。先催県からの「花の種」伝達式を行う。

③ 記念品

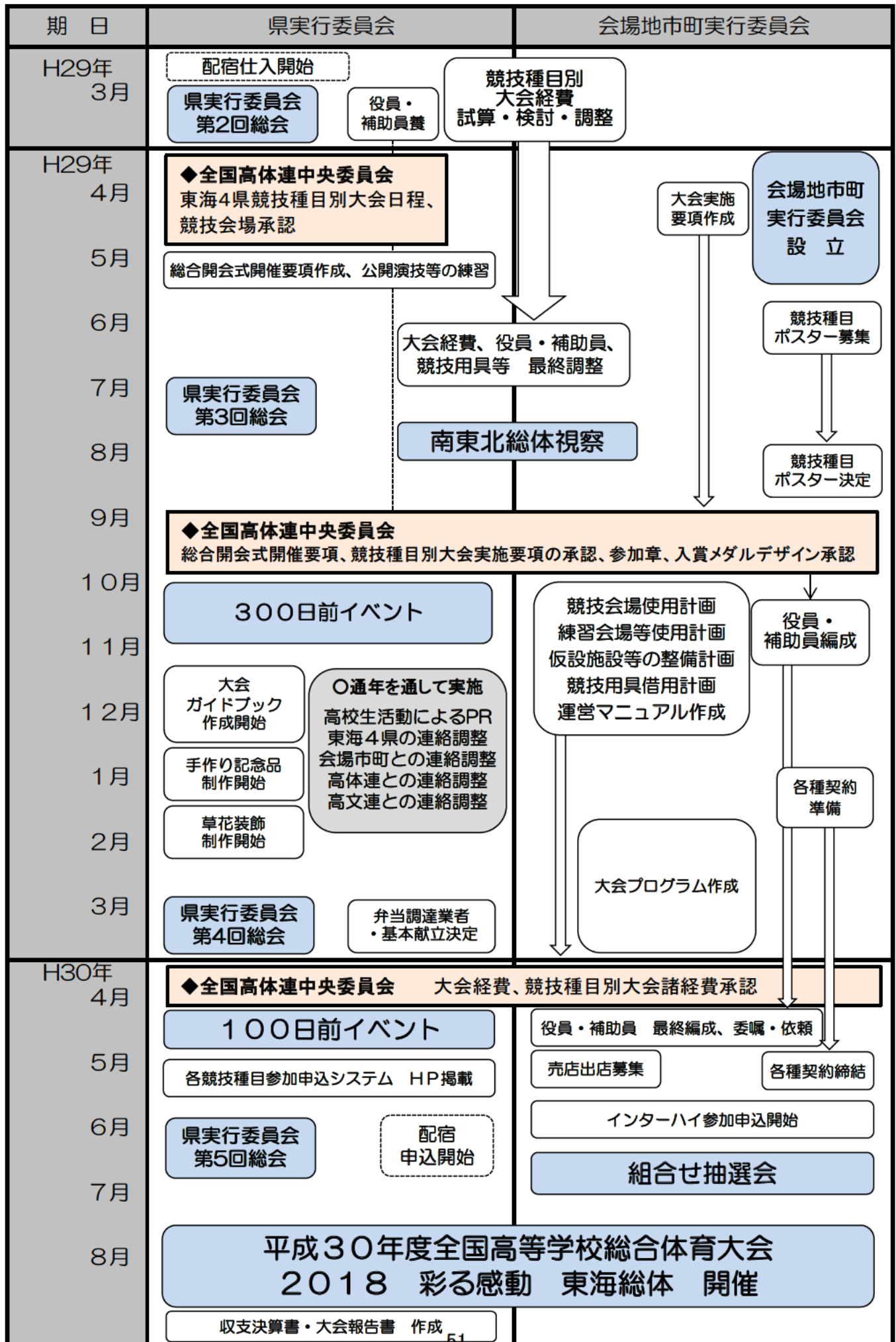
県内競技種目の選手・監督約18,000人に高校生による手作り記念品を配付する。現在、高校生活動推進委員会において検討中。

④ 制作物、販売・紹介、その他おもてなし活動

- ・県内工業高校：投擲運搬車（陸上競技で使用）、カウントダウンボード、総合案内所ブースの制作など。
- ・県内農業高校等：大型立体草花装飾、フラワーアレンジメント、プランターの制作など。

その他、高校生による大会当日の会場での物販やおもてなし活動を検討中。

平成30年度全国高等学校総合体育大会 開催準備スケジュール



8 審議会等の審議状況について（平成28年11月21日～平成29年2月14日）

1 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成28年11月22日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名（出席者計10名）
4 諮問事項	次期「審議のまとめ」及び「推進計画」の策定について
5 調査審議結果	<p>前回の審議会における主な意見の報告後、次期「審議のまとめ」や「推進計画」の策定に向けて、視点や方向性、構成内容について審議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>1 「審議のまとめ」（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規範意識・倫理観を育むための具体的な取組を記述する必要がある。 ・地域のコミュニティを大切にしていくという視点が盛り込まれている点はよい。 ・専攻科の取組には設置の必要性を記述する必要がある。 ・具体策は実際にできることを記述すべきだが、審議会だからこそ理想も語ることができ、夢のあるまとめにしたい。 <p>2 「推進計画」（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価指標を数値化するのは時代の流れではあると思うが、数字を追いかけることに終始しないよう、数値目標以外の項目も大切にしたい。 ・学科別の協議をするだけでなく、全学科共通の目標を設定した方がよいのではないかと。
6 備考	次回開催日 平成29年2月6日

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成29年2月6日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名（出席者計8名）
4 諮問事項	次期「審議のまとめ」及び「推進計画」の策定について
5 調査審議結果	<p>前回の審議会における主な意見の報告後、次期「審議のまとめ」や「推進計画」の策定に向けて審議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>1 「審議のまとめ」（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化による自然減はわかりやすいが、社会減については就職、進学による県外流出等であることを補足した方がよい。 ・10年先の世界情勢は、不透明である。どのような時代でも生き抜いたたかさや、ハプニングに対応できる力が必要である。 ・産業教育施設・設備の整備については、もう少し前向きな表現にした方がよい。 <p>2 「推進計画」（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に合ったインターネットを活用した電子商取引等の充実を図る必要がある。 ・産業構造の変化や企業ニーズを注視していく必要がある。 ・学科の特色をより鮮明にして、学科らしさを出した具体的な取組内容を記述した方がよい。
6 備考	次回開催予定 平成29年5月頃

2 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成29年1月19日
3 委員	委員長 栗原 輝雄 副委員長 樋口 和郎 委員 二井 英二 他11名（出席者計12名）
4 諮問事項	平成29年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から提出された個々の幼児、児童及び生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、132名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定 平成30年1月中旬

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成28年12月26日
3 委員	会長 櫻井 治男 副会長 坂井 秀弥 委員 林 良彦 他12名（出席者計15名）
4 諮問事項	平成28年度三重県指定文化財の指定等に関する 諮問、審議および答申
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の指定6件および解除1件について、審議の結果、いずれも諮問どおり答申されました。</p> <p>○新指定 有形文化財 6件</p> <p>【彫刻】木造深沙大将立像 1軀 <small>もくぞうじんじやだいしやうりゆうぞう</small> <small>く</small></p> <p>【彫刻】寺田の石造地藏菩薩坐像群 3基 <small>てらだ</small> <small>せきぞうじぞうぼさつざぞうぐん</small></p> <p>【工芸品】仏通禅師所用法衣並びに伝来什物 一括 <small>ぶつづぜんじしやうほうえなら</small> <small>でんらいじゆうもつ</small></p> <p>附 鉢盂 五口、匙 一口、筋 一對 <small>つけたり</small> <small>はつう</small> <small>ごくち</small> <small>さじ</small> <small>ひとくち</small> <small>すじ</small> <small>いつつい</small></p> <p>【古文書】大宝院文書 50通4冊、附6点 <small>だいほういんもんじよ</small></p> <p>【考古資料】東条1号墳出土品 551点 <small>ひがしじやう</small> <small>ごうふんしゅつどひん</small></p> <p>【歴史資料】宝永津波供養碑(馬越基地の三界萬霊碑) <small>ほうえいつなみくようひ</small> <small>まごせぼち</small> <small>さんがいばんれいひ</small> 1基</p> <p>○指定解除 有形文化財 1件</p> <p>【建造物】旧長谷川家住宅 1棟 <small>きゆうはせがわけじゆうたく</small></p>
6 備考	<p>次回開催予定 平成29年7月頃</p> <p>次回審議会では平成29年度の三重県指定文化財候補について諮問する予定</p>

4 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成28年11月21日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 伊藤 卓哉 他5名 (出席者計5名)
4 諮問事項	子どもの学びや活動を支える社会教育の推進について
5 調査審議結果	<p>子どもの学びや活動を支える社会教育について、学校現場における実施状況を確認するため、学校支援地域本部事業やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入している松阪市立第四小学校を視察しました。</p> <p>地域住民による学習支援の様子を視察した後、関係者との意見交換を通じて取組の効果や課題について調査しました。</p>
6 備考	次回開催日 平成29年2月23日